

ナヴィゲーション・インストラクター認定に関する内規（NI 規程 8 条）

公益社団法人日本オリエンテーリング協会
普及・指導委員会
（ナヴィゲーション・インストラクター資格認定小委員会）

ナヴィゲーション・インストラクター認定に関する要件は以下のとおりとする

1. 最低 12 時間からなるナヴィゲーション・インストラクター養成講座を受講すること
2. ナヴィゲーション・インストラクター養成講座で要求される所定の課題をおこなうこと
3. ナヴィゲーション・インストラクター養成講座認定講師（マイスター）が講師を務めるナヴィゲーション講習においてアシスタントを務めること。アシスタントについては交通費の一部を補助する（上限 1 万円）が、謝金は原則として支払われない
4. 以上に基づく申請により、資格認定委員会が認めた者

ただし、オリエンテーリング・山岳関係の指導資格を持つ場合、上記の一部を免除されることがある。免除の決定は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会普及・指導委員会ナヴィゲーション・インストラクター資格認定小委員会が行う。

この内規は、平成 30 年 6 月 20 日より施行する。

令和 4 年 8 月 27 日 改訂